

国立 国会 図書館

月報

NATIONAL
DIET
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2018.11



憲政資料室の新規公開資料から

全国書誌の70年

「もの」から「サービス」へ

What's 書誌調整ふたたび 第12回

新しい『日本目録規則』（NCR2018年版）の特徴



国立 国会 図書館 月報

NO. 691
NOVEMBER 2018

CONTENTS

- 1 『愛ちやんの夢物語』
—— 翻訳者の工夫あれこれ
今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から
- 4 憲政資料室の新規公開資料から
- 12 納本制度をご存知ですか？
—— 国際シンポジウム「納本制度の過去・現在・未来」報告
- 14 全国書誌の70年
「もの」から「サービス」へ
- 21 What's 書誌調整ふたたび 第12回
新しい『日本目録規則』（NCR2018年版）の特徴
- 26 館内スコープ
「国会レファレンスの窓口はこちら！」
- 27 本屋にない本
『映画に魅せられた文豪・文士たち』
- 28 NDL Topics



表紙：
「尼ヶ崎」赤松麟作画
『阪神名勝図絵 第1輯』
野田九浦等画 金尾文淵堂
大正6 40cm
<請求記号 特280-20>

『愛ちゃんの夢物語』 ——翻訳者の工夫あれこれ

中島幸子

この資料は「開館70周年記念展示 本の玉手箱—国立国会図書館70年の歴史と蔵書—」で展示しています。

【東京】～11/24日(土)、【関西】11月30日(金)～12/22日(土) ※日・祝・第三水曜休館
詳しくは本誌2018年9/10月号をご覧ください。



愛ちゃんの夢物語
ルイス・キャロル 著 丸山英観(薄夜) 訳 内外出版協会 明43.2
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/896597> (モノクロ画像)

明治43(1910)年に出版された『愛ちゃんの夢物語』は、ルイス・キャロルの『不思議の国のアリス』を日本で最初に全訳した作品です。この作品の前にもルイス・キャロルのアリス作品を紹介したものはありましたが、『愛ちゃんの夢物語』は、日本における本格的なアリス翻訳の出発点と言えるでしょう。

本の見返しには翻訳者の丸山英観(えんかん)の写真が貼られています。明治期の翻訳者は有名な文学者ばかりではなく、人物像や経歴の調査が困難な場合が多々ありますが、あるテレビ番組で国立国会図書館所蔵の『愛ちゃんの夢物語』が紹介されたことがきっかけになり、ご遺族より当館へお手紙をいただきました。そのお手紙により、丸山英観は早稲田大学英文科に学んだこと、卒業後は黒岩涙香の『万朝報』に勤め、女学校の教師を経た後、住職となったことなど、児童文学の研究にとって重要な情報を得ることができました。^(注) 早稲田大学英文科では若山牧水らが同級生でした。当時の同学科は、アリスの翻訳を試みた人物を複数輩出しています。

『愛ちゃんの夢物語』はタイトルからもわかるように、「アリス」が日本風の名前「愛ちゃん」と訳されています。さらに本文を



(左) 猫が笑うという訳が理解しにくいと考えたのか、「齒並を見せたばかり」としています。

(下) 見返りに貼られた丸山英観の写真。



第3章でねずみが長い話 (long tale) をする部分では、できるだけ原作に忠実に長い尻尾 (long tail) に見立てるなど、当時の試行錯誤がよくわかります。

読み進めてみると、アリスの飼猫「ダイナ」は「玉ちゃん」に、「チェシヤ猫」は「朝鮮猫」と訳されています。おそらく発音が比較的近い言葉をあてたのでしょう。また、「タルト」はなんと「栗饅頭」に（左ペー
ジ参照）、「クローケー場」は「毬投げ場」に
変更するなど、馴染みのない西洋の文化を
どうしたら上手く伝えられるかという、翻
訳者の苦心の跡が見られます。

海外の児童文学が紹介され始めたのは幕
末期からで、初期には、世界の事情を知り
たいという需要からか、「ロビンソン・ク
ルーソー」など冒険物語が盛んに翻訳され
ました。明治に入るとグリムやアンデルセ
ンの作品が次々と翻訳されます。翻訳者た
ちはいろいろな工夫を行いました。その工
夫の一つが、『愛ちゃんの夢物語』で見ら
れるような、登場人物の名前などを日本風
の名前に変更する方法です。名前だけでな
く、作品の舞台や設定を日本風に改変する
こともありました。

他の作品では、日本初翻訳の『フラン
ダースの犬』（明治41（1908）年）におい
て、主人公の少年ネロは「清」に、老犬パ
トラッシュは「斑」と訳されています。大
正14（1925）年の『楓物語』は「アルプ
スの少女ハイジ」を翻訳したもので、主人



第11章でトランプのハートの女王が作ったタルトを誰が盗んだかを問う裁判の場面。「心臓」に「ハート」とルビが振られているのに対し、「栗饅頭」のルビは「タルト」ではなく、そのまま「くりまんぢう」となっています。

(右)『フランダースの犬』
 ウイダ(ルイス・デ・レミイ)著
 日高善一(柿軒)訳 内外出版
 協会 明41.11
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/875928> (モノクロ画像)

(左)『楓物語』
 ヨハンナ・スパイリ著 山本
 憲美訳 福音書館 大正14
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1017014> (モノクロ画像)



注 石川春江「日本における『ふしぎの国のアリス』の初期翻訳」『参考書誌研究』21号(1980年8月) <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3051104>

○参考文献

日本国際児童図書評議会「子どもの本・翻訳の歩み展」実行委員会企画・執筆 国立国会図書館編『子どもの本・翻訳の歩み展展示会目録』国立国会図書館 2000.3 <請求記号 KE177-G31>

楠本君恵『翻訳の国の「アリス」』未知谷 2001.3 <請求記号 KS113-H23>

川戸道昭「明治の『アリス』—ナンセンス文学受容の原点」『児童文学翻訳作品総覧 第1巻』川戸道昭, 榊原貴教編 大空社 2005.6 <請求記号 KE111-H25>

公ハイジが「楓ちゃん」に、山羊飼いの少年ペーターは「辨太」に、病弱な少女クラは「久良子」に訳されています。
 現代からすると、くすつと笑いたくなるような翻訳ですが、西洋の様々な文学作品や文化がスムーズに日本に導入される一助となったでしょう。特に、ナンセンスな言葉遊びが多い『不思議の国のアリス』の翻訳は難易度が高かったはずですが、こうした先人たちの試行錯誤によって、翻訳、さらには日本の文学が発展していったのです。

憲政資料室の新規公開資料から

国立国会図書館は、幕末・維新时期から現代に及ぶ時期の政治家、官僚、軍人らの所有していた個人文書（憲政資料約四〇万点）を所蔵しています。このたび東京本館憲政資料室で新規に公開した資料をご紹介します。

憲政資料は主にご子孫などからの寄贈によって収集した資料から構成されており、整理や目録作成を経て一般に公開されています。この記事により、政治史をはじめ様々な分野の調査・研究を支える貴重なコレクションの魅力の一端を味わっていただければ幸いです。

憲政資料室のご案内（東京本館 本館4階）

幕末・維新时期から現代にいたる政治家・官僚・軍人などが所蔵していた文書類を集めた「憲政資料」、第二次世界大戦終了後の連合国による日本占領に関する米国の公文書を中心に集めた「日本占領関係資料」、主に北米・南米への日本人移民に関する資料を集めた「日系移民関係資料」を扱っています。

憲政資料室の利用方法、今回紹介する資料を含む所蔵資料の概要については、リサーチ・ナビ「憲政資料室の所蔵資料」(<https://mavi.ndl.go.jp/kensei/>)をご覧ください。



憲政資料室

おぼたとしろう 小畑敏四郎関係文書

三七八点 平成二九年九月公開

小畑敏四郎は、陸軍皇道派の主要人物として知られる一方、太平洋戦争末期には近衛文磨、吉田茂などと共に終戦工作にも関与しました。その後、終戦直後に組閣した東久邇内閣には国務大臣として入閣します。これは、武装解除に反対する軍人たちによる反乱に備えての起用でした^①。実際、本文書には、このころの不穏な空気を伝える資料が残されています。

写真①は、軍人たちの軽挙を戒める『首相演説』として、昭和二〇（一九四五）年八月二〇日の午後六時ごろから一二時ごろまで、一時間おきに繰り返しラジオ放送されたものの草稿です。大半の一般国民が何だか分からずに聴いたであろう、その放送の背後には、翌朝に迫った少壮軍人による宮城占

拠計画がありました。放送のおかげで未遂に終わったクーデター計画です。

当時の首相、東久邇稔彦の同日の日記^②には、このラジオ放送に関する記述があります。それによれば、この計画を知った首相が、小畑を紹介して首謀者のうちの二人に面会したところ、説得に応じて計画を中止する代わりに、彼らが立案した文章を当日六時から夜半にかけて放送するよう求められました。時間がなく、その文章は「突飛な文字を削っただけ」でそのまま放送されたといわれています^③。写真①の草稿をみると、ペンで書かれた、確かにやや突飛な表現が、鉛筆によって修正されています。首謀者がこの日、首相に提示した文章そのものの可能性が高

右画像の矢印部分の翻刻（鉛筆による修正後）

「…稔彦は輔弼の責任者トシテ（国体護持のための）具体的方策ヲ有して居ります。諸子は自愛自重し、倍々軍人精神、民族精神ヲ磨き、終始厳肅なる態度、冒し難き威容を以て事に処せられんことを熟望します。」

※読点および括弧内を補記した。

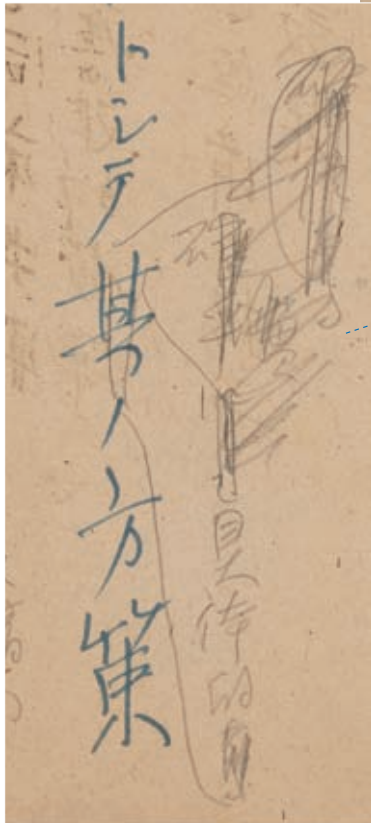
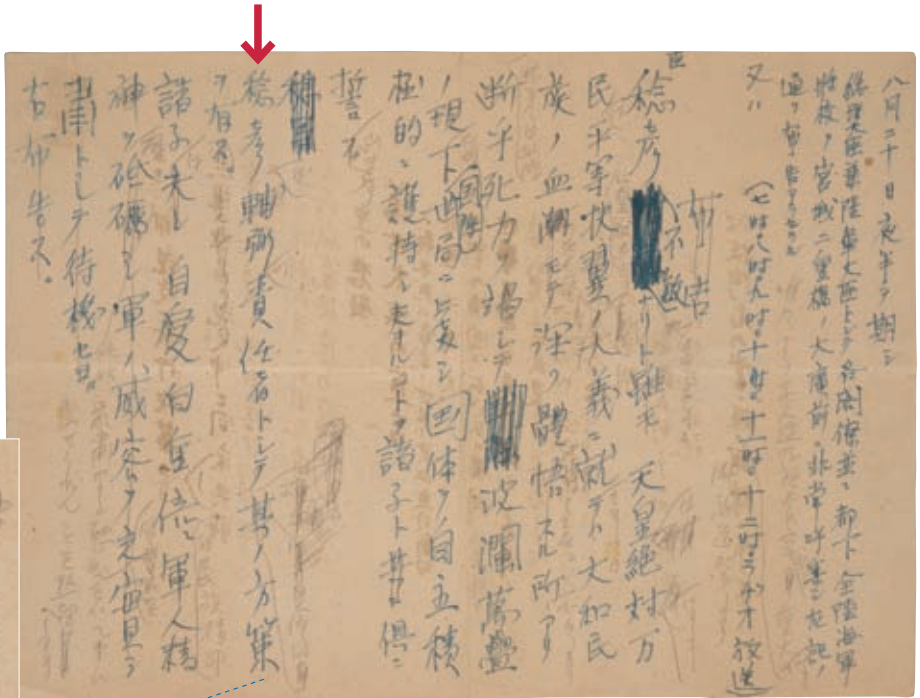


写真1 昭和20(1945)年8月20日 東久邇首相のラジオ放送草稿
 <小畑敏四郎関係文書224-3>



写真2 大正9(1920)年7月、ロシア大使館付駐在武官として出国する時の公用旅券 <小畑敏四郎関係文書186>

- 1 『緒方竹虎』緒方竹虎伝記刊行会 編 朝日新聞社 1963年
- 2 『東久邇日記』東久邇稔彦 著 徳間書店 1968年
- 3 注1に同じ

小畑敏四郎 (1885-1947)

明治18(1885)年高知生まれ。陸軍中将。陸軍大学校卒業後は参謀本部員となり、第一次大戦中のロシア軍に従軍した。対ソ作戦の専門家として知られ、参謀本部第三部長の時には対ソ早期開戦論を主張。その後、陸軍大学校校長を務めるも、二・二六事件後、陸軍皇道派の主要人物として予備役に編入。戦後、東久邇内閣に国務大臣として入閣。昭和22(1947)年に死去。

肖像写真の出典：<小畑敏四郎関係文書186>



く、清書をすれば前述の首相の日記に引用されたラジオ放送とほとんど同じ文章になります。組閣から四日目の東久邇内閣が直面した試練を、今に伝える資料です。

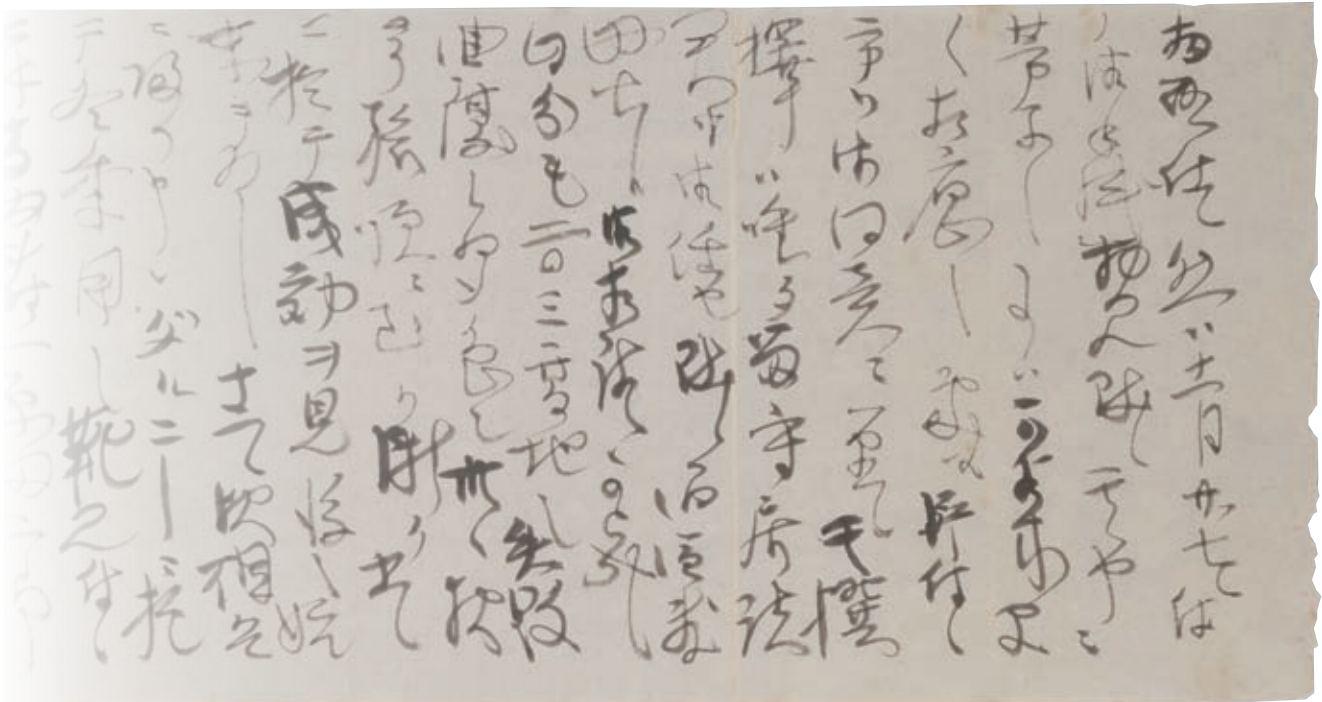


写真3 児玉源太郎書簡 児玉秀雄宛 明治37(1904)年12月14日 <児玉源太郎関係文書102>
 児玉秀雄は源太郎の長男。

こだまげんたろう 児玉源太郎関係文書

(三六二点 平成二九年二月公開)

明治時代の代表的陸軍軍人であった児玉源太郎の旧蔵資料です。これには陸軍有力者たちからの書簡、児玉自身の手帳メモ・意見書や、彼が関わった歴史的イベントに関わる書類が含まれています。また、これらのうち約七割は『児玉源太郎関係文書』（尚友倶楽部 児玉源太郎関係文書編集委員会 編、同成社、二〇一五）に翻刻されています。

児玉といえば、司馬遼太郎『坂の上の雲』などで、二〇三高地攻略に成功した人物としてお馴染みですが、これに関しては、明治三七（一九〇四）年二月一四日付の児玉秀雄宛児玉源太郎書簡（写真3）のような資料があります。

彼にとって、戦争指導とともに困難だったのが講和条約の締結でした。勝利に酔った国民は、ロシアからの賠償金を要求して、明治三八（一九〇五）年九月五日に日比谷焼打ち事件を起しました。が、児玉は償金獲得を不可能であると考えており、たとえそのため自分が「軟派」と非難されても「愉快」である、とさえ述べています。日本の現状と、それを取り巻く国際環境を冷静に判断していたのでしよう。そして、今後は「勲メテ戦争ヲ避クルノ手段ヲ採ラサルヘカラス」（写真4）と、将来の国家建設に思いを馳せていたのですが、この翌年に急死してしまいました。

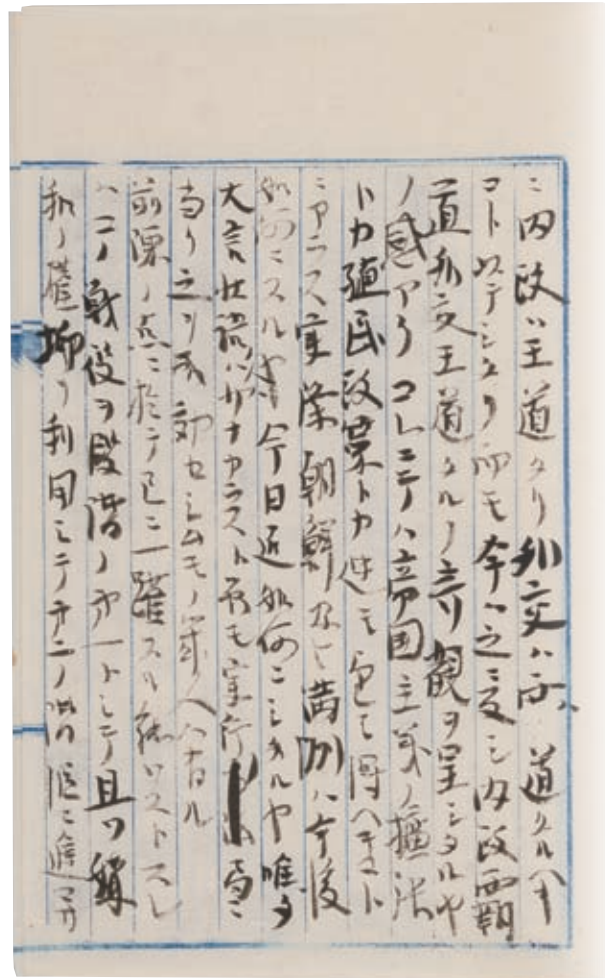
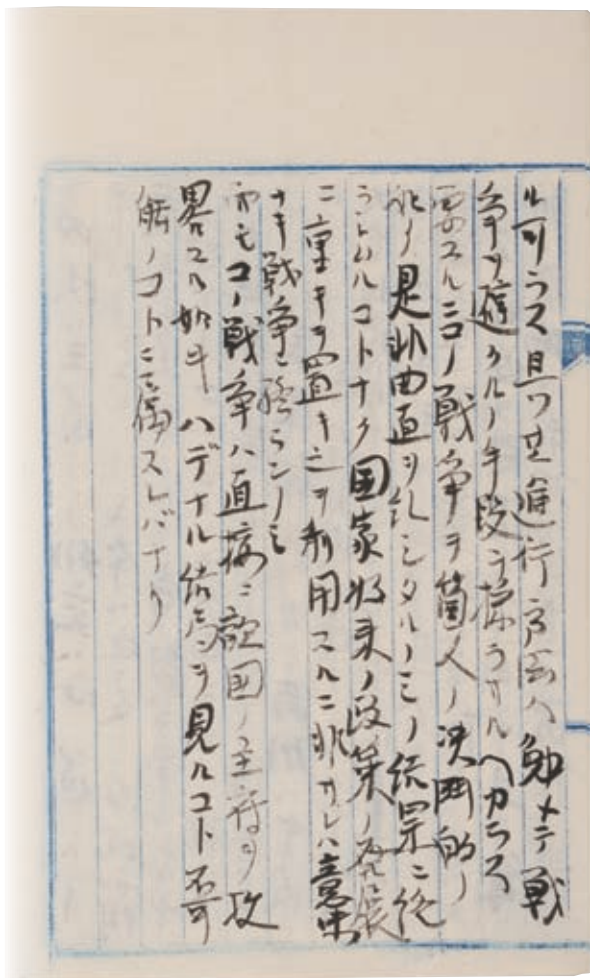


写真4 児玉源太郎「日露講和締結に満足する覚書」〔明治38(1905)年9月25日〕
 <児玉源太郎関係文書128>

児玉源太郎 (1852-1906)

嘉永5(1852)年山口生まれ。陸軍大将、子爵。戊辰戦争に官軍として参加、維新後は大阪兵学寮を卒業し任官、佐賀の乱で重傷を負い、西南戦争では熊本城に籠城する。日本陸軍の制度設計に中心的な役割を果たし、日清戦争では兵站線を支え、日露戦争では満州軍総参謀長として勝利に導いた。この間、台湾総督・陸軍大臣・内務大臣・文部大臣に就任。日露戦後の明治39(1906)年に参謀総長となるも、同年死去。

肖像写真の出典：
 「近代日本人の肖像」(<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/77.html>)



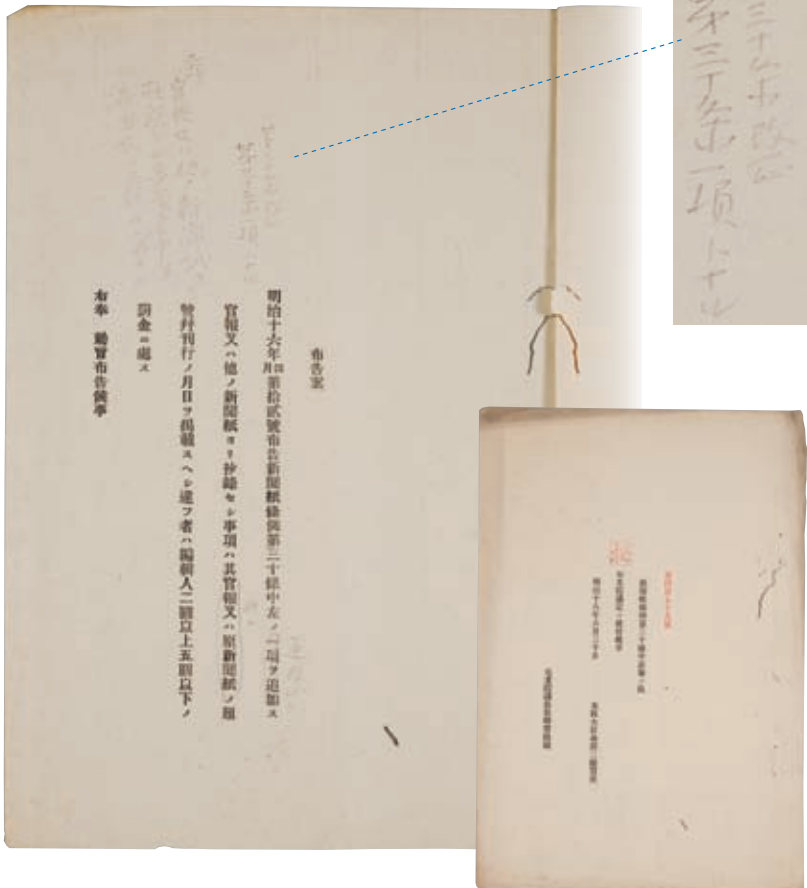


写真6 〔第四百七十九号議案新聞紙条例第三十條追加ノ儀〕
 <四條隆平・隆英関係文書341>



写真5 写真(四條隆平)
 <四條隆平・隆英関係文書631>
 裏書によれば当時58歳。

しじょうたかとし たかふさ
 四條隆平・隆英関係文書

(七五九点 平成三〇年二月公開)

明治初期に法律案を審議していた機関にあたる元老院での議論については、おおむね『元老院会議筆記』(元老院会議筆記刊行会、一九六三(九二復刻)で窺えます。明治一五(一八八二)年から元老院権少書記官を務めていた四條隆平の手元には、その際に入手したであろう資料が、断片的なものも含めて残されています。

写真6は、新聞紙条例(追加)の布告案にあたります。明治一八(一八八五)年七月に読会が開かれており、この案を取上げた会議を記した『元老院会議筆記』のページにあたってみると、原案は、写真の印刷部分と一致し、内閣委員によって案を提出した説明の後に、いくつかの質問や修正案が出されていることがわかります。また、実際の布告文は元老院での布告案とも少し異なっています。

この布告原案には鉛筆による修正と書き込みがあります。その文言は元老院で行われた第三読会での発言と重なる部分で、この文字がいつ書き込まれたかは、つまびらかではありませんが、条文の検討過程を示す

もので、興味深く思えます。

なお、文書全体に関しては、すでに華族史料研究会「(史料紹介)四條男爵家文書」一〜四(『東京大学日本史学研究室紀要』第八、一一、一二、一四号、二〇〇四〜二〇一〇)が発表され、さらに、四條家をめぐる論文集として『四條男爵家の維新と近代』(尚友俱樂部、華族史料研究会編、尚友俱樂部、二〇一二年)と、資料集である『四條男爵家関係文書』(尚友俱樂部、華族史料研究会編、尚友俱樂部、二〇一三)が刊行されています。

四條隆平 (1841-1911)

天保12(1841)年京都生まれ。慶応4(1868)年の鳥羽・伏見の戦いに従軍、北陸道鎮撫副総督を務め、新潟裁判所総督兼北陸道鎮撫副総督、越後国柏崎県知事、奈良県令等を歴任、明治15(1882)年に太政官権少書記官兼元老院権少書記官、明治21(1888)年に元老院議員となる。明治31(1898)男爵となり、明治37(1904)年には貴族院議員を務めて明治44(1911)年死去。

いしざかたいぞう
石坂泰三関係文書

(九三六点 平成三〇年三月公開)

石坂泰三は昭和三一(一九五六)年に第二代経団連会長に就任した人物です。石坂は、自由経済推進に消極的な意見の残る戦後の日本経済界にあつて、資本・貿易の自由化を主張し、政府による民間経済への介入を批判した古典的自由主義者として知られます。

戦後の実績で著名な石坂も、太平洋戦争末期には自身の死が脳裏をよぎることがあつたのか、昭和二〇(一九四五)年八月三日付で家族宛てに「遺言書」(写真7)を書き記しています。

この遺言書で石坂は、当時の日本の世論が「自由主義・資本主義を罪悪視」し、「統制主義・国家社会主義を金科玉条として信奉」するが、所詮これらは「暴力主義」であつて、「人類の幸福を規範する恒久的の制度」ではないと批判しています。

資本の増大はよりよき生活を目指す「人類努力」の蓄積であり、フランス等における革命運動も、人類が暴政の束縛から脱して「自由を獲得せんとする人間の本能的努力」の結果だという世界観を持

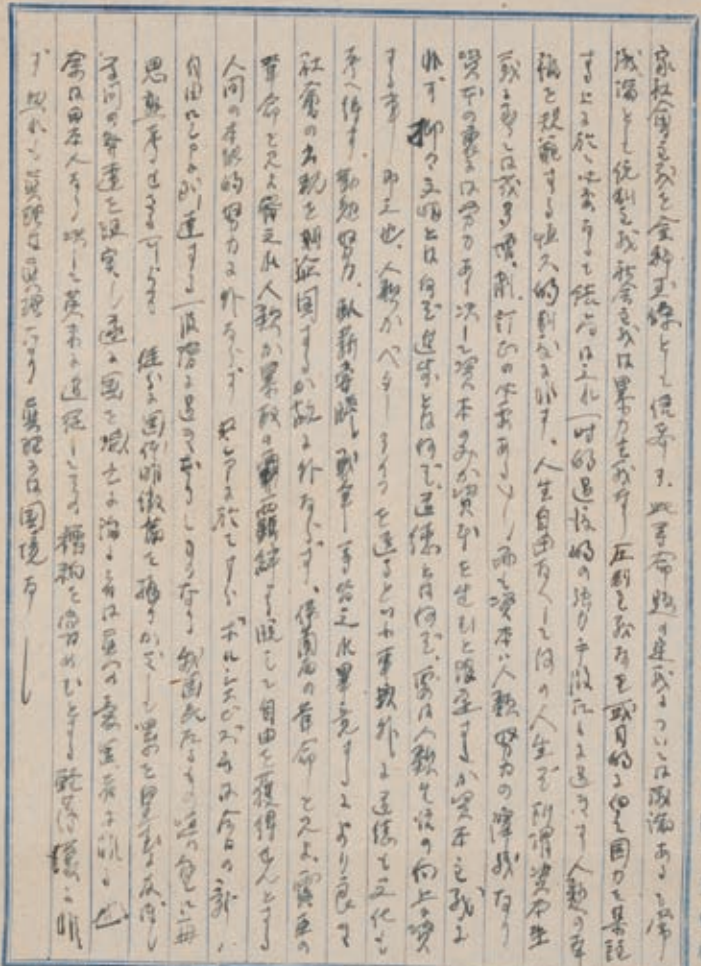
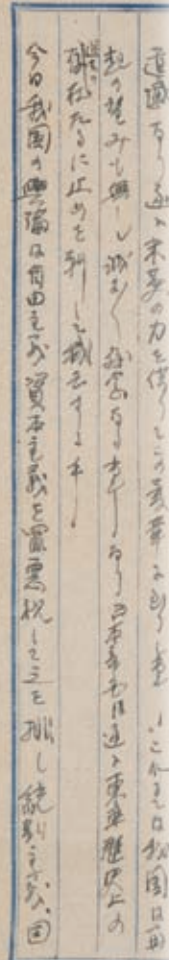
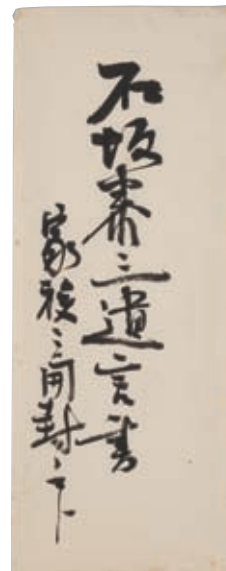
つ石坂にとつて、当時の社会体制は自身の信念と相容れないものでした。「人生自由なくして何の人生ぞ」という文中の一節が、戦後に繋がる石坂の思想の片鱗を端的に示しています。

同文書には、このほか、明治四〇年代から死去する昭和五〇(一九七五)年までの自筆の手帳や日記、書簡等の資料が残り、石坂の活動や内面を窺い知ることができます。

石坂泰三 (1886-1975)

明治19(1886)年東京生まれ。東京帝国大学卒業後に逓信省に入省するも4年で退官。第一生命保険相互会社に入社し、昭和13(1938)年に取締役社長に就任した。戦後は東京芝浦電気株式会社取締役(後に社長)に就任して経営再建に尽力する。昭和31(1956)年には経済団体連合会会長に就任し、「財界総理」と呼ばれた。昭和50(1975)年に死去。

写真7 遺言書
<石坂泰三関係文書173付属資料5>



福島安正関係文書

（二三六点 平成三〇年五月公開）

福島安正は、情報収集に手腕を発揮して朝鮮半島・満洲などの調査を担当し、累進して陸軍大将となった軍人です。

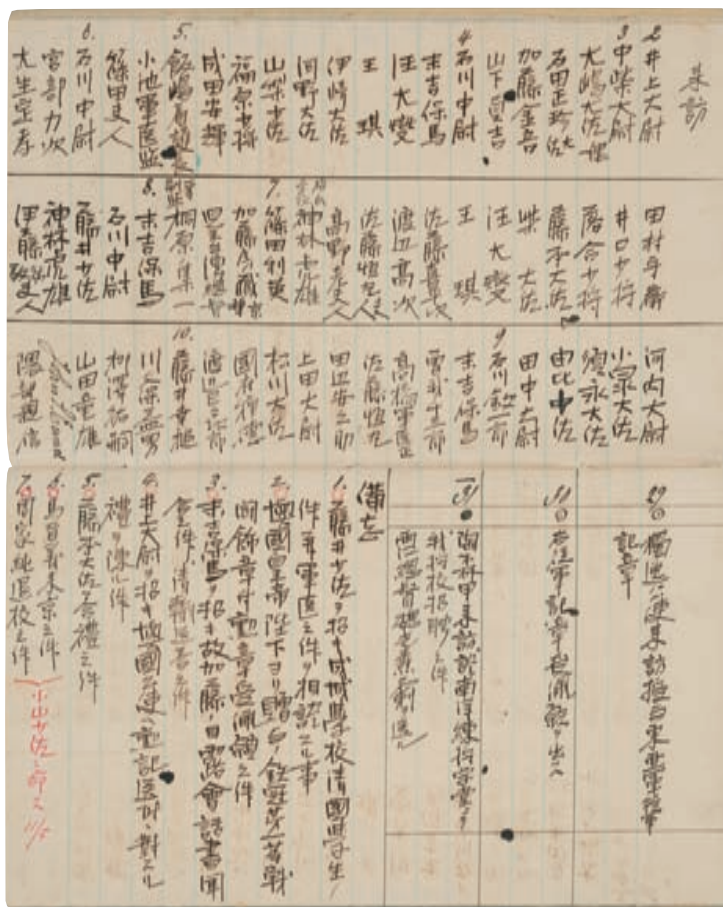
このたび公開した「福島安正関係文書」には、日露戦争後に満洲等で情報収集にあたっていた者からの来簡や書類（日清戦争後における留学生招聘関係、北清事変時における各国軍司令官との交渉資料）に加え、日記二冊が含まれています。

福島の名をもっとも高からしめたのは、一年四ヶ月をかけて単騎でベルリンからウラジオストクマでシベリアを横断したこともありません。成功が判明した明治二六（一八九三）年には、内外に大きな衝撃を与えました。

勇敢な情報将校という一般的なイメージとの対比で言えば、ことに意外の観を抱かせるのは、福島夫妻・貞子宛の書簡の内容です。本文書には明治一七（一八八四）年の妻宛の手紙が一二通残されています。貞子と安正の結婚は明治七（一八七四）年のこと、清国軍の調査にあたりながら北京から、



写真8
明治36年5月の日記
〈福島安正関係文書44〉
面会者や日録が整理のうえ綴られる。
上の写真は左の日記の表紙。



「気鬱ヲ散スル者ハ家信並ニ新聞」
「此頃其地より之書翰ハ多ク隔週ニテ聊カ憾ナキ能ハス、何卒毎週発信以テ安正勉強之勞ヲ慰セヨ」
（写真9）と綴る福島の姿からは、細やかに家族を気遣い、寂しがる姿も垣間みえます。

福島安正 (1852-1919)

嘉永5(1852)年長野生まれ。明治7(1874)年陸軍省出仕、清国公使館付を経て明治25(1892)年2月～26(1893)年6月のシベリア視察により、名をはせた。参謀本部第三部長、北清連合軍幕僚、満洲軍参謀、参謀次長、関東都督を経て大正3(1914)年9月大将、後備役編入。帝国在郷軍人会副会長も務める。大正8(1919)年死去。



肖像写真の出典：
「近代日本人の肖像」(http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/186.html)

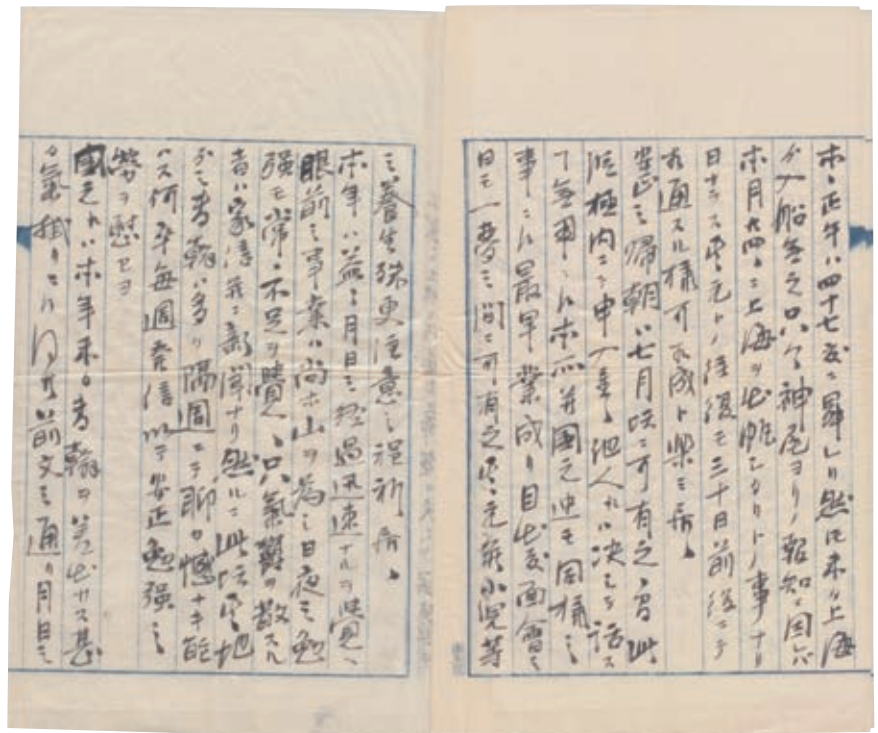
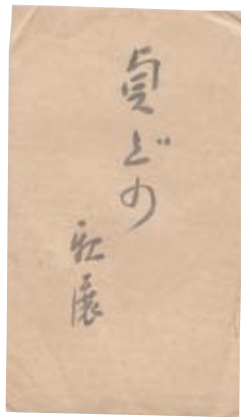


写真9
 福島安正書簡 福島貞子宛（明治17年）2月25日付
 <福島安正関係文書30>
 (上) 外封筒 (下) 内封筒

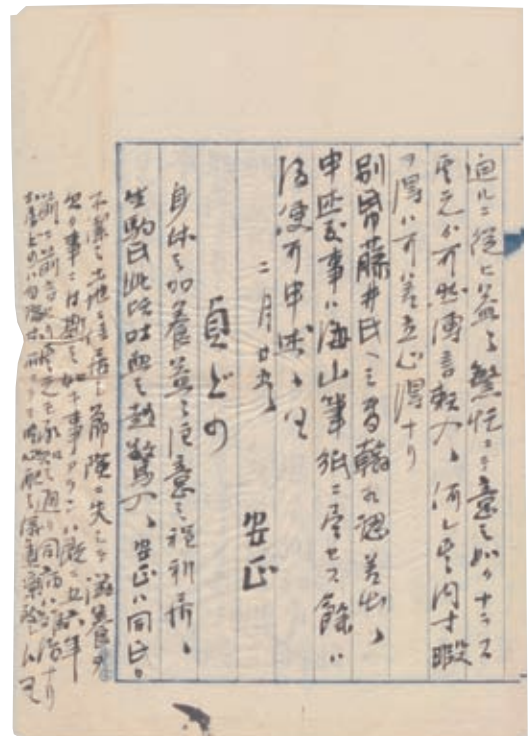


写真10
 錦絵に描かれた福島安正の姿
 「撰雪六六談 大雪中の単騎 福島安正」
 歌川芳宗〔画〕 秋山武右衛門 明治26(1893)
 (『月の百姿』所収)
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1311566>



納本制度は 70 周年を迎えました

納本制度をご存知ですか？

—国際シンポジウム「納本制度の過去・現在・未来」報告



平成30年7月11日（水）、納本制度の意義を再確認するとともに、今後の在り方について考えるため、納本制度70周年記念国際シンポジウム「納本制度の過去・現在・未来—デジタル化時代における納本制度の在り方について—」を開催しました。シンポジウムでは、納本制度の成立から近年のネットワーク系電子出版物^①への対応に至るまでを概説する基調講演の後、ドイツ、オーストラリアおよび日本における納本制度の歴史と現状、今後の課題について、各国立図書館の講師から報告されました。

海外の状況

ドイツは2006年にネットワーク系電子出版物を制度収集の対象に加えました。2017年には約100万点（電子書籍約22万5000点、電子新聞約37万点、電子雑誌の記事約38万点等）のオンライン資料を収集しています。オーストラリアは2016年にネットワーク系電子出版物を制度収集の対象に加えました。この2年で、電子書籍約1万1000点、電子雑誌約1500タイトル、電子地図約2万6000点等を収集しています。（㉙）

シンポジウムの講演資料は以下の URL に掲載しています。
<http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/201807symposium.html>

納本制度とは？

図書等の出版物をその国の責任ある公的機関へ納入することを発行者等に義務づける制度のことです。日本では、国立国会図書館がこの制度の運用を担っています。平成29年度は、約60万点が納本制度に基づき納入されました。

日本の文化的資産の継承

資料が納入されると、日本国内で刊行された出版物の記録として、その資料の書誌データを作成・公開し、国内外から広く存在を確認できるようにします。そして、現在と未来の多くの読者のために文化的資産として永く保存し、国民の知的活動の記録として後世に継承します。

今年で70周年

日本の納本制度は、国立国会図書館の開館と同年に運用を開始し、今年で70周年を迎えました。この間、出版形態の多様化や時代の変化に合わせて制度を見直してきました。とりわけ近年は、資料や情報のデジタル化の影響を受けて、納本制度は世界的にも大きな転換期を迎えています。

両国に共通するのは、オンライン資料の受入れから提供までのワークフローが自動化され、職員が介入する必要がほとんどなくなっていることです。多様かつ大量の資料を収集・保存するには、戦略的な計画や技術的な基盤、そして、資料提供側との信頼関係の構築が必要不可欠です。

日本の状況

国立国会図書館は、平成29年度末時点で、納本制度を中心に収集した4000万点以上の有形資料を所蔵しています。あわせて、約1万2000タイトル・14万件のウェブサイトに100万点以上のオンライン資料を収集しています。

しかし、有償またはDRM^①ありのオンライン資料は、長期保存等に係る技術的問題や出版ビジネスへの影響に対する配慮の必要性から、当面、制度収集を保留している状況です。多くの関係者との連携協力により、収集対象の充実を図っていくことが、目下の課題です。

100年後もよみたいから

シンポジウムでは、出版形態や時代の変化の中にあっても、継続的に資料を収集し保存するために、たゆまず努力することの必要性が、改

めて確認されました。

国立国会図書館は、日本の文化的資産への普遍的なアクセスを保証する公共基盤としての役割を担っています。この役割を十分に果たすため、納本制度や、それを補完する制度を組み合わせ、よりよい資料収集の在り方を考え、目指します。



山地康志 (国立国会図書館 収集書誌部長)
講演テーマ「国立国会図書館の収集資料と納本制度」



メレディス・パッテン氏 (オーストラリア国立図書館 資料管理部国内資料課課長補佐 (特別コレクション担当))
講演テーマ「オーストラリアにおける納本制度 -紙からデジタルへ」



ウルリケ・ユンガー氏 (ドイツ国立図書館 収集書誌部長)
講演テーマ「ドイツ国立図書館におけるデジタル文化資産の収集及び管理-課題と解決」



田村俊作氏 (慶應義塾大学名誉教授)
基調講演テーマ「納本制度の意義とこれから」

① ネットワーク系電子出版物：ウェブサイト、オンライン資料（インターネット上で出版される電子書籍・電子雑誌等）等のこと。

② DRM：Digital Rights Management。デジタルコンテンツに係る権利を保護するため、閲覧や複製を制御する技術的制限手段のこと。

全国書誌の70年 「もの」から「サービス」へ

横山 幸雄

開館70周年を迎えた国立国会図書館（NDL）と同様、日本の全国書誌も70の齢を重ねるに至りました。本稿では、その70年の歴史を簡単に振り返りつつ、現状と展望を示します。



全国書誌とは

そもそも、「全国書誌」とは何でしょうか。平たくいえば、「ある一国の出版物に関する情報を網羅し、体系的に記録したもの」のことです。あの国の最近の出版物の状況が分かれず、その国の出版文化事情のみならず、政治・経済・社会・教育・科学等、あらゆる分野の動向まで明らかになります。それらの出版物を大量に所蔵し利用者に提供する図書館は、全国書誌の作成機関に相応しい存在といえるでしょう。

全国書誌の位置付けは国によって異なりますが、国際図書館連盟（IFLA）の登録簿¹によれば、回答を寄せた45か国・地域のほとんどで、国の中央図書館が単独または中心となって全国書誌作成に責任を有しています。

さて、全国書誌の基本要件としてよく挙げられるのは、次の4点です²。

- ① 網羅性
- ② 速報性
- ③ 信頼性³
- ④ 詳細性

日本の全国書誌の生い立ち （1948～1977）

昭和23（1948）年2月に公布された国立国会図書館法の第7条で規定されているとおり、NDLはその成立当初から全国書誌の刊行を重要な任務として位置付けていました。同年9月のいわゆる「ダウンズ報告書」⁵では、「国内の全出版物を記録する全国図書目録」を「出版」するよう勧告されています。この勧告により、前述の要件①「網羅性」と③「信頼性」を備えるべきことが明確になりました。

一方、国立国会図書館法第24条等の規定によって、国内で発行されたすべての出版物はNDLに納入することが義務付けられています。この「法定納本制度」の裏付けにより、「網羅性」が保証され、「国内の全出版物を記録する全国図書目録」の成立が可能になりました。

昭和23（1948）年10月、NDLは『納本月報』を創刊しました。『納本月報』は、昭和25（1950）年2月に『国内出版物目録』と改題後も暫く月刊でしたが、昭和30（1955）

収書通報



書誌と目録の違い



「目録」は「書誌情報」と「所蔵情報」で構成されます。NDLサーチの書誌詳細画面では、中央にタイトル、著者等の「書誌情報」が、右側「見る・借りる」欄に所蔵図書館、請求記号等の「所蔵情報」が表示されています。



日本全国書誌週刊版



納本週報



納本月報

年6月以降は週刊の『納本週報』に衣替えしました。刊行頻度の増加は、全国書誌の要件②「速報性」の重視にほかなりません。

『日本全国書誌』の成立と機械化 (1978～2001)

『納本週報』とは別に、NDLはその蔵書目録として昭和23(1948)年11月に『収書通報』を創刊、昭和34(1959)年3月まで刊行されました。「目録」は、利用者がその図書館の蔵書を利用する際に必要とする情報、例えば請求記号等の「所蔵情報」を有する点で、「書誌」と異なります。

蔵書目録に収録される個々の出版物の記録は、『納本週報』等と比べて速報性では劣るものの、内容が詳細であり、『納本週報』が充足できないでいた全国書誌の要件④「詳細性」は、ここで実現していたといえなくもありません。

詳細な記録の作成には時間がかかります。速報性と詳細性を両立させるための業務の迅速化、効率化は常に課題です。NDLは昭和46(1971)年にコンピュータを導入

し、業務の機械化を検討しました。昭和52(1977)年2月以降、蔵書目録作成用のデータ等はコンピュータに入力されるようになり、昭和53(1978)年1月からは『納本週報』の編纂も機械化されました。

また、昭和56(1981)年1月、『納本週報』は『日本全国書誌週刊版』と改題し、データ内容も充実しました。四つの要件のすべてを満たす、名実ともに日本の全国書誌の誕生です。

さて、一旦、世界に目を転じてみましょう。1977年、ユネスコとIFLAが共催した全国書誌国際会議の勧告で、全国書誌の要件が具体化されました。また、この時期には、図書館等に対する目録・書誌データ提供の媒体の主流が従来の紙媒体(印刷カード、冊子体)からコンピュータで作成されたMARC(機械可読目録)へと変わり始め、全国書誌の作成・提供にも利用されるようになってきました。

この流れを受けて、NDLは、昭和56(1981)年4月にはJAPANA/MARCの頒布も開始していま

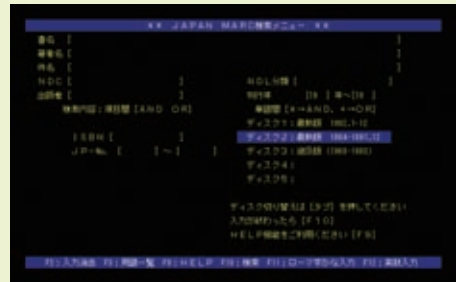


Web-OPAC

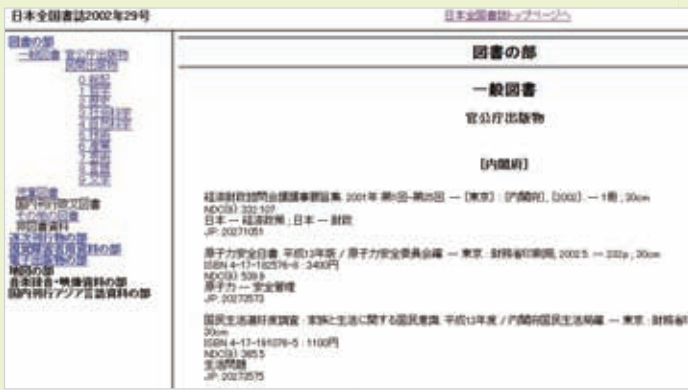


NDL-OPAC
(平成14(2002)年10月~
平成23(2011)年12月)

J-BISC



ホームページ版日本全国書誌



す。JAPAN/MARCは『日本全国書誌週刊版』の内容をMARCフォーマットで磁気テープに格納して全国の図書館等に頒布・提供するもので、図書館業務へのコンピュータ利用に資することにもなりました。昭和63(1988)年4月からは、パソコン等で簡単に利用できるようCD-ROM版(J-BISC)も頒布するようになりました。

インターネットの時代に(2002~2017)

21世紀に入り、インターネットの急激な普及とともに、NDLが提供する全国書誌、蔵書目録等のサービスも大きく変化していきます。

平成14(2002)年4月、NDLは『日本全国書誌』のインターネット提供を開始しました。NDLのホームページ上に1週間単位のhtmlファイル掲載するもので、冊子体の利点である通観性を保ちつつ、ウェブブラウザによる検索機能も活用できるものでした。

また、蔵書目録については、平成12(2000)年3月にオンライン

閲覧目録(Web-OPAC)としてインターネット公開が始まりました。Web-OPACには検索機能しかなかったが、平成14(2002)年10月に公開された国立国会図書館蔵書検索・申込システム(NDL-OPAC)では、名称で明らかのようにNDL蔵書の利用申込みが可能となりました。

この間、海外では『書誌レコードの機能要件』(FRBR)等の研究成果公開が相次ぎ、全国書誌を含む図書館目録の理論的枠組みが整備されてきました。また、全国書誌に求められる最良のモデルを検討する動きも出てきました。その過程で、全国書誌には、インターネットを通じて利用者に役立つサービスの提供が求められていることが明らかになりました。NDLの目録・書誌サービスのインターネット提供は、この流れに乗ったものといえます。

このような目録・書誌サービスのインターネット提供は、平成19(2007)年3月の国立国会図書館法改正にも繋がっています。全国書誌について「出版を行う」という条

NDL-OPAC
(平成24(2012)年1月～
平成29(2017)年12月)



書誌情報提供サービス

文が、「国民が利用しやすい方法により提供する」という条文へと変更されました。改正時点だけでなく、今後の技術の進展による新たな提供手段・方法にも対応し、将来にわたって「全国書誌」を時代に即したサービスとして進化させる可能性を持たせた法改正といえるでしょう。

『日本全国書誌』は、平成14(2002)年4月のホームページ版公開以降も冊子体の刊行が続けられてきましたが、国立国会図書館法の改正に伴い、平成19(2007)年6月には終刊してホームページ版に一本化されました。そして、そのホームページ版も平成23(2011)年11月に提供を終了、後述のとおり平成24(2012)年1月にNDL・OPACのサービスに統合されました。

蔵書目録か全国書誌か

全国書誌作成機関以外の図書館において、全国書誌は、選書ツールや自館の蔵書データ作成用のソースデータ等として様々な形で利用されています。また、その国の出版文化事情の指標でもあります。

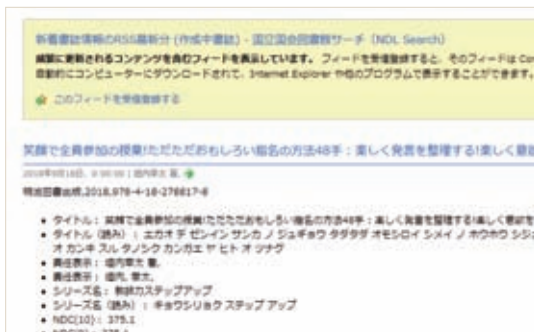
一方、蔵書目録は、個人利用者の閲覧や複写申込み、図書館協力を通じての図書館間貸出しやレファレンス等のために使われ、全国書誌とは利用方法・形態が別物のように見えなくもありません。利用者から見れば、検索できれば良いということで蔵書目録だけが注目され、全国書誌の意義や存在そのものも認識されていないかもしれません。

しかし、全国書誌、蔵書目録はそれぞれに意味があり、また使いやすいサービスとして連動することも有意義です。平成24(2012)年1月にリニューアルしたNDL・OPACには「書誌情報提供サービス」機能が加わりました。蔵書目録と連動して、全国書誌の新しいサービスが始まったのです。両方を利用していた人にとっては、それまでのようにNDLの蔵書目録の利用と全国書誌の利用を別システムで行う煩雑さから解放されました。このリニューアルで新たに加わった機能の概要は次のとおりです。

- ・任意の期間を指定し、その検索結果として全国書誌データの集合を

速報性への対応

平成22(2010)年10月からは国立国会図書館サーチ(NDLサーチ)開発版の一機能として「NDL新着図書情報」の提供(テキストファイル。2013年1月からはRSS配信)が開始されました。NDLに納本された国内刊行図書の基本的な情報を納本後数日以内に日次で提供するものです。全国書誌データとして完成、する前に提供されるため要件④「詳細性」は満たしていませんが、要件②「速報性」を備えたインターネット版「納本日報」といえるかもしれません。



国立国会図書館オンライン
(平成30(2018)年1月～)



NDL-Bib
(平成30(2018)年1月～)



作成

・再検索による全国書誌データ集合の絞り込み

・各種フォーマットによるデータのダウンロード

何が日本の全国書誌か

これまで、納本制度によって日本の全出版物がNDLに納入され、その結果として日本の全国書誌が作成・提供されることを当然のように書いてきましたが、実情はどうでしょうか。制度があっても「すべて」は困難です。

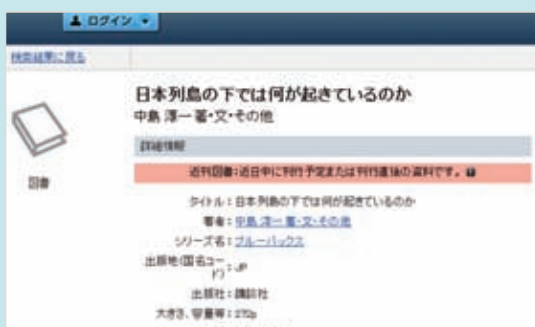
その懸念はNDL設立当時からありました。NDLが刊行していた『全日本出版物総目録』の存在が、その証拠です。昭和23年度に国内で発行された図書、雑誌・新聞、非図書資料について昭和26(1951)年5月に刊行し、以後は収録期間を暦年として年次で刊行されました。この目録は、NDL未納本分の出版物について、当初は出版界、大学・公共図書館等の協力を得て、調査・編集作業を行ったものですが、作業の困難さもあって、刊行には相当の時間を

要していました。その後の納本率の向上もあって昭和36年版以降は未納本分の調査を打ち切りましたが、全出版物が納本されるべく努めているものの納本分イコール全出版物でない、という認識があったことは否めません¹⁾。この悩みは、現在も将来にわたっても、全国書誌の「網羅性」に突き付けられた課題であるといえます。

一つの答えは、複数の図書館の蔵書目録をまとめた総合目録¹⁾と全国書誌を統合したサービスの提供です。平成24(2012)年1月に本格提供が開始されたNDLサーチでは、NDLの蔵書だけでなく、都道府県立図書館や政令指定都市立図書館の蔵書も併せて検索可能になっています。

また、速報性についての対応も引き続き行われています。「NDL新着図書情報」サービスに加え、平成24(2012)年2月からは、日本出版インフラセンターによる「近刊図書情報」(下図)がNDLサーチで提供開始されました。このサービスは、近日中に刊行される図書の情報を、

NDLサーチ



全国書誌収録範囲（収集対象資料）の拡大

昭和 23 (1948) 年～	図書、逐次刊行物（雑誌・新聞）など
そこに加えて…	
平成 11 (1999) 年～	マイクロ資料、パッケージ系電子出版物、静止画資料、録音資料など
平成 12 (2000) 年 2 月～	パッケージ系電子出版物の制度的収集開始（国立国会図書館法改正）
平成 15 (2003) 年～	楽譜（一枚もの）、音楽録音資料、映像資料、地図（一枚もの）、住宅地図など
さらに…	
平成 22 (2010) 年 4 月～	国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の制度的収集（国立国会図書館法改正）
平成 25 (2013) 年 7 月～	民間のオンライン資料（電子書籍・電子雑誌）の制度的収集（国立国会図書館法改正）
平成 26 (2014) 年 4 月～	電子書籍・電子雑誌

※白いセルは NDL の収集対象として増えたもの。薄緑色のセルは全国書誌の収録対象として増えたもの。

要件①「網羅性」については、特筆すべきこととして、インターネット上で出版（公開）される電子書籍・電子雑誌の全国書誌収録があります。NDL は、これらのうち国等の機関によるものは平成 22（2010）年度から、民間のものは平成 25（2013）年 7 月から、収集・保存を開始しました。これらの資料は無体物であるため、目録・書誌データの作成方法・内容等は、これまでの全国書誌収録対象資料（有体物）と同じというわけにはいきません。NDL では、平成 26（2014）年 4 月から「電子書籍・電子雑誌編」として別建てで全国書誌を提供しています。

NDL に納本される前の段階で提供されるものです。

全国書誌サービスの現状（2018）

現在、NDL サーチによる全国書誌サービスには、次のようなものが用意されています。^{1,2}

- ・ 検索用 API (SRU/SRW/Open Search^{1,3})
- ・ ハーベスト用 API (OAI-PMH)
- ・ RSS 配信（新着書誌情報、全国書誌、

- ・ 全国書誌（電子書籍・電子雑誌編）
- ・ TSV ファイル（全国書誌（電子書籍・電子雑誌編）のみ）

一方、平成 30（2018）年 1 月に NDL・OPAC が国立国会図書館検索・申込オンラインサービス（国立国会図書館オンライン）にリニューアルしたことに伴い、NDL・OPAC の機能の一部だった「書誌情報提供サービス」は、国立国会図書館書誌提供サービス（NDL・Bib）に継承されました。NDL・Bib の「全国書誌提供サービス」画面では、「全国書誌」か「新着書誌情報^{1,5}」を選

択し、資料区分と日付で集合を作成後、各種形式^{1,6}でダウンロードすることができま。このように、日本の全国書誌は様々な「利用しやすい方法」によって提供されています。

おわりに…全国書誌の将来像（2018）

日本の全国書誌は、ダウンロード報告書の勧告によって誕生し、IFLA を中心とした国際的な図書館活動の潮流に乗って発展してきました。^{1,7} IFLA 書誌分科会は Common Practice for National Bibliographic Agencies と称するプロジェクトチームを設置し^{1,8} デジタル時代の全国書誌像を模索しています。NDL は平成 15（2003）年から IFLA 書誌分科会に常任委員を、また平成 29（2017）年から IFLA 目録分科会にも常任委員を派遣し、国際的な目録・書誌の課題に取り組んでいます。

NDL は平成 30（2018）年 3 月に「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2018・2020」^{2,9} を策定しました。計画では、「納本資料

に基づき全国書誌を作成・提供する」という「NDL の基本的役割」を再確認した上で、次のような施策を示しています。

- ・ 書誌データ提供の NDL サーチへの一本化

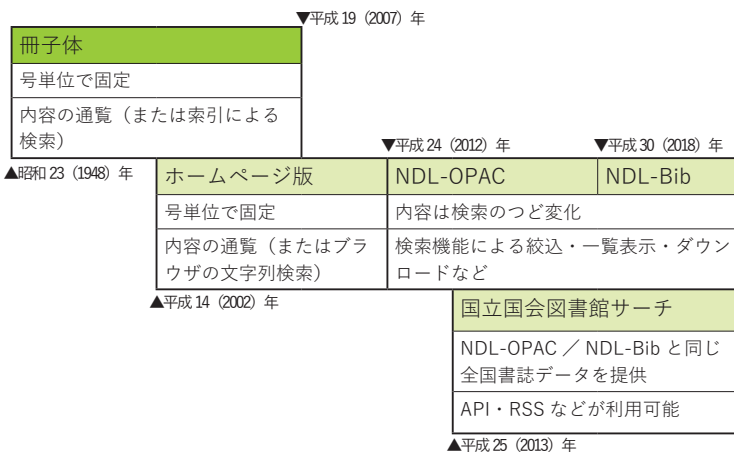
- ・ NDL サーチにおける書誌データダウンロードの実現

- ・ 図書館パッケージシステム提供業者への、NDL サーチ API 対応機能実装の働きかけ

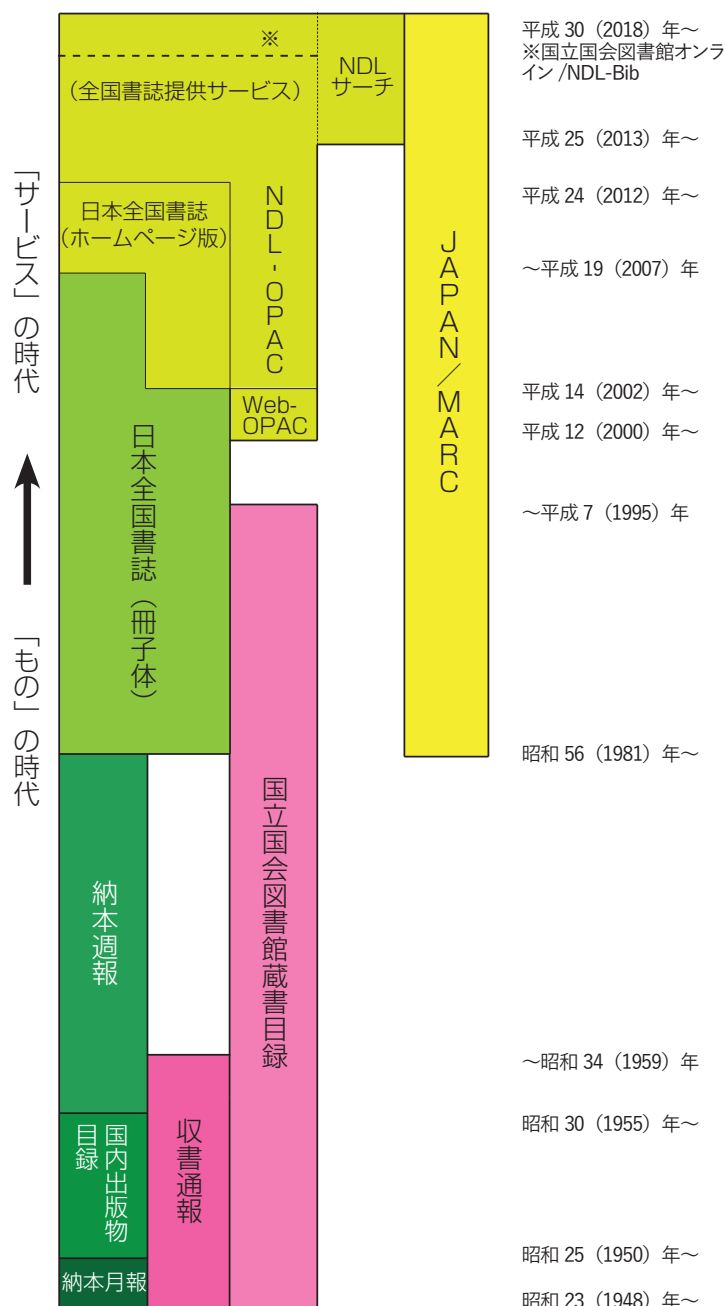
NDL が作成・提供する日本の全国書誌は、今後も新しいニーズに応じていきます。日本の出版文化状況の実現に向けた NDL の取組みを、今後ともご期待ください。

全国書誌の形態・内容の変遷

- 1 National Bibliographic Register. <https://www.ifla.org/node/2216>
- 2 日本全国書誌のあゆみ／上保佳穂(全国書誌通信 no.118)
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8723857_po_118.pdf?contentNo=1&alternativeNo
- 3 1998年に開催された全国書誌サービス国際会議の報告では、責任ある機関が国際標準に基づいてデータ作成を行うこととされています。なお、NDLに基づく予定の新基準『日本目録規則2018年版』も、国際標準との相互運用性が考慮されています。詳細は、今月号の「What's 書誌調整ふたたび」(21ページ)をご参照ください。
- 4 当時の条文には「日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行う」とあります。
- 5 NDLの設立に重要な役割を果たしたアメリカ合衆国図書館使節、ヴァーナー・W・クラップ氏およびチャールズ・H・ブラウン氏の提言により派遣されたGHQ民間情報教育局特別顧問ロバート・B・ダウンス氏がGHQに提出した文書です。
- 6 第二次世界大戦以前に圖書研究会が刊行していた『内務省納本月報』は、収録対象の点で全国書誌に相当しますが、内務省への納本は検閲が主目的であり、この資料自体、図書館サービスのためのものではありませんでした。
- 7 National Bibliographic Registerを維持管理しているIFLA書誌分科会は、2009年に“National Bibliographies in the Digital Age”(邦訳『デジタル時代の全国書誌』)という新時代の全国書誌のガイドラインを刊行し、さらに全国書誌の“Best Practice”を探るためのワーキンググループを立ち上げています。
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9454266>
- 8 改正後の第7条の規定では、「日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供する」とされました。
- 9 「平成29年度サービス実績」によれば、納本されてから全国書誌データ提供までの日数は19日後です。
http://www.ndl.go.jp/aboutus/evaluation/h29_service.html
- 10 出版者への納本依頼や未収資料の調査など、納本率向上のための地道な取り組みが続けられています。
- 11 国立国会図書館法第21条第4項で「日本の図書館資料資源に関する総合目録(中略)のために、あらゆる方策を講ずる。」と規定されています。
http://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/jnb/ndl_search.html
- 12 これらの具体的な利用方法については、篠田麻美「What's書誌調整ふたたび 第11回 変わりゆく全国書誌データ提供」(本誌682(2018年2月)号)をご参照ください。
- 13 オンライン資料(電子書籍・電子雑誌)については、当面は、無償かつDRM(技術的制限手段)のないものに限って収集しています。有償のオンライン資料については、収集に向けた実証実験を行っています。
- 14 平成24(2012)年4月、「NDL新着図書情報」から改題。
- 15 MARC形式、記号区切り形式など。
- 16 たとえば、1998年の全国書誌サービス国際会議では「国全体の産出物(national output)」を収録対象とすべきとする勧告が出され、ネットワーク情報資源に対する法定納本の必要性が明確になりました。また、2009年に初版が公開された『国際目録原則覚書』では、目録の最上位の目標は利用者の利便性であることが謳われています。
- 17 脚注7に示したワーキンググループと同一ですが、当初は“Best Practice”だったものが、“Common Practice”に変更されています。全国書誌に唯一無二の「最良」は存在せず国によってそのあり方は異なること、国による差異を認めたくえ「慣例として全国書誌に共通するもの」は何かを示す、という姿勢が感じられます。興味深いことに、創立当時のNDLに全国書誌を提言したダウンス氏の母国アメリカ合衆国には、当時も今も「全国書誌」と称されるものは存在しません。実質的な全国書誌サービスを実現していれば、名称の有無は些細なことなのかもしれません。
- 18 その活動は多岐にわたりますが、最近の成果物としては『書誌レコードの機能要件』の後継モデルであるIFLA LRM(IFLA Library Reference Model)が有名です。
<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bibplan2020.pdf>



全国書誌と蔵書目録のあゆみ



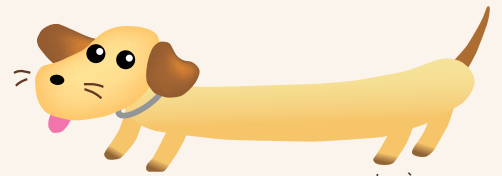
What's
書誌調整

第12回

新しい『日本目録規則』
(NCR2018年版)の特徴

こんにちはワン、カーネ (CANE) です。

そういえば、ずいぶん前に、日本の新しい目録規則を作ってるって先生に教えてもらったけど¹、あれってできたのかな？
どんなものなんだろう？



カーネ

先生…やあ、カーネ。以前、目録規則がどのように進化してきたのか勉強しましたね。その時、日本図書館協会の目録委員会と国立国会図書館の収集書誌部が協力して、新しい目録規則を作っていると話しましたが、すでに今年3月から、「日本目録規則2018年版」(NCR2018年版)「予備版」が公開されているのですよ²。そして、12月頃に、完成版である本版が刊行される予定です³。

カーネ…もうすぐできあがるんだね。ワクワクするワン！ところで、NCR2018年版って、結局どんなところが新しいの？

先生…それでは、主な四つのポイントを紹介しますよ。

- ① RDAとの互換性
- ② 日本の目録慣行や出版物等への配慮
- ③ FRBRに基づく特徴
- 「著作」の典拠コントロールなど
- ④ 機械可読性の向上

RDAとの互換性

先生…RDAは覚えているかな？

カーネ…聞いたことあるよつな…。

先生…RDAは、英語圏を中心に広く普及している目録規則です。NCR2018年版は、RDAとの互換性を持っています。これによって、NCR2018年版、RDAのどちらを使って作られた目録のデータであっても、お互いのデータを交換したり共有したりできます。

カーネ…日本で作った目録のデータも、世界中やりとりしやすくなるんだね。

日本の目録慣行や出版物等への配慮

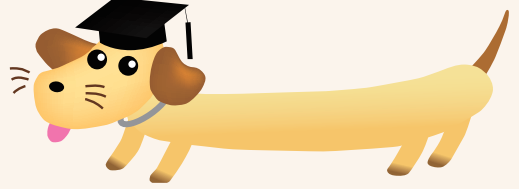
先生…とはいえ、これまで長い間積み重ねられてきた、日本の目録作成の慣行もあります。NCR2018年版では、この点にも配慮されています。たとえば、一つのルールに対して、新しい方式と、今までの日本の目録規則による方式とが用意されている場合があります。こうすることで、図書館ごとに合った方式を選ぶことができます。

カーネ…これまでと同じやり方で、目録のデータを作れる場合もあるんだね。

先生…このほか、日本語に特有の読みに関するルールを盛り込んだ点も、NCR2018年版ならではの特徴といえます。

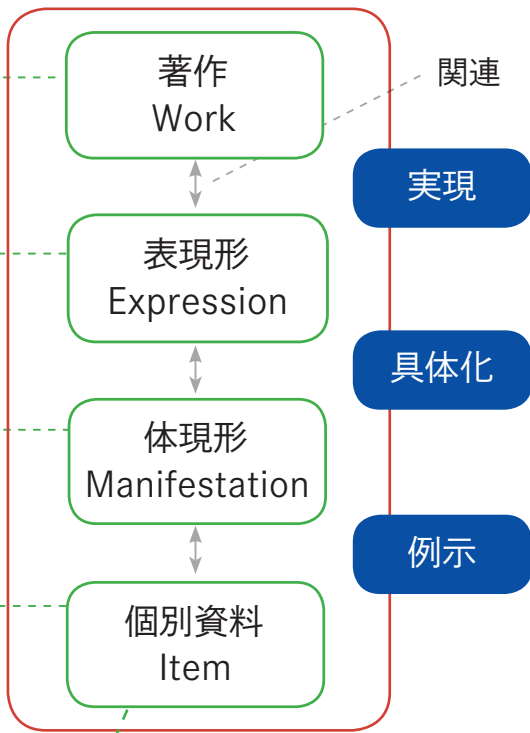
カーネ…同じ漢字でも何通りも読みがあるから、読みも大事だよね。

わかるかな？



先生

FRBR の四つの実体



実体

FRBR⁴に基づく特徴 — 「著作」の
典拠コントロールなど

先生…カーネは、「書誌レコードの機能要件」(FRBR)を覚えていますか？

カーネ…えーと、なんだったっけ？

先生…FRBRは、目録を作る時の考え方を示した概念モデルとよばれるものです。世界の多くの目録規則が拠り所としている「国際目録原則覚書」(ICP⁵)は、FRBRを基盤の一つとして作られました。NCR2018年版もICPに準拠していて、FRBRに基づいたものとなっているんです。さっき話したRDAも、FRBRをベースに作られました。

カーネ…だからデータを交換しやすくなるんだね。

先生…NCR2018年版では、FRBRに基づいて、

典拠コントロール(典拠データの作成・管理)作業が、規則としてはっきりと位置づけられました。今までの日本の目録規則にはなかったことで、目録作成における典拠データの重要性が高められたといえます。

カーネ…典拠データは、ぼく、知ってるよ！作者の名前とか本のテーマとかをまとめたもので、資料を検索する手がかりになるんだよね。

先生…覚えていてえらいですね。また、すべての「著作」について、典拠コントロール作業を行うことが定められた点も、大きな特徴です。

カーネ…「著作」ってなあに？

先生…「著作」を説明する前に、FRBRのおさらいです。FRBRは、目録にどのような機能が求められるのかを、利用者の目線ととらえて、モデル化したものです。前にも話したように、この中で、利用者が関心を持つ対象を「実体」、「実体」と「実体」の関係性を「関連」とよびます。「実体」にはさまざまなものがありますが、ここでは、「著作」、「表現形」、「体现形」、「個別資料」という四つの実体を取り上げましょう。これらは、人間の知的・芸術的な活動の成果(作品など)を示します。

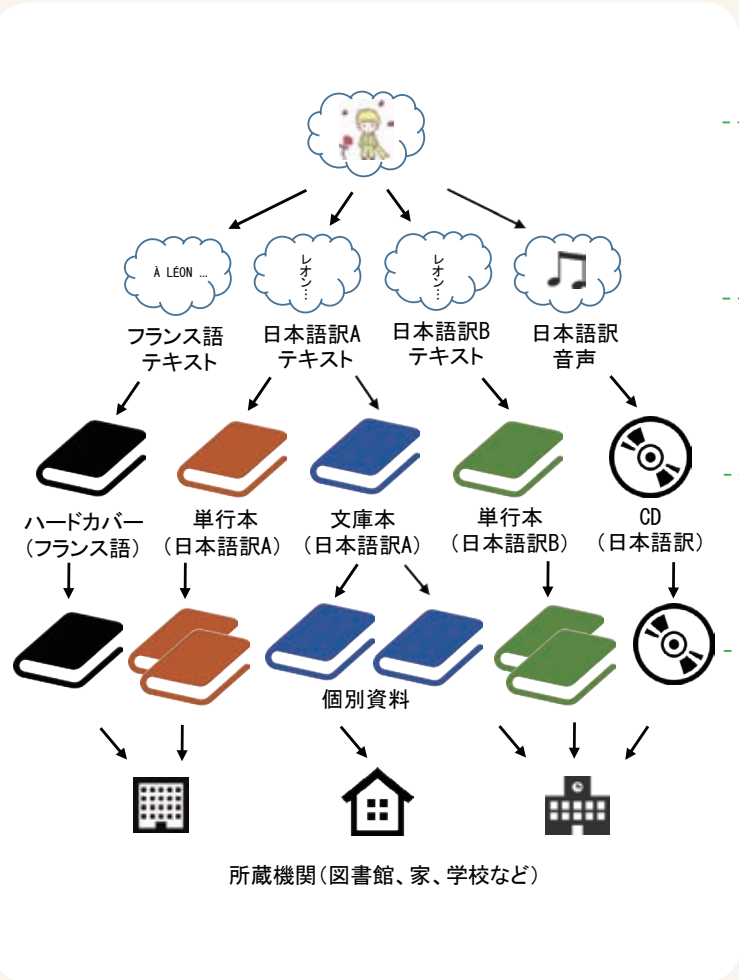
カーネ…え、抽象的で難しいね。

先生…具体的に説明しましょうね。カーネは、『星の王子さま』を読んだことはありませんか？

今回はちょっと難しいワン!



“Le petit prince” の例



カーネ：うん！ 小さな星の王子さまの話だね。

先生：これは、アントワーヌ・ド・サン＝テグジュペリによる“Le petit prince”という作品の日本語訳です。原作はフランス語で、日本語をはじめさまざまな言語に翻訳されています。日本語訳には『星の王子さま』のほかにも、『ちいさな王子』など、さまざまなものがあります。また本だけでなく、作品の朗読CDなども出版されています。こういったさまざまなバージョンは「著作」、「表現形」、「体現形」、「個別資料」という四つの「実体」によって表されます。まず、「著

作」は、漠然と作品を示すもので、また作者の頭の中にあるアイディアのようなものと考えてください。

カーネ：ぼくたちは、まだ見たたり聴いたりできないじゃないか。

先生：そうですね。この「著作」を、文字や音声など、何らかの形で表現したものが、「表現形」です。たとえば、原作のフランス語、日本語や英語による翻訳といった、それぞれの言語による表現「レオ」、この“Le petit prince”の「表現形」は存在します。

カーネ：「表現形」も、まだ、実際に見たたり聴いたりできないんだね？

先生：そう、この「表現形」を具体化したもの、つまり、紙の本やCDのように何らかの媒体にしたものが、「体現形」です。図書館の書誌データは、主にこの「体現形」に対して作られています。単行本や文庫本などの出版形態の違いも、「体現形」で表されます。

カーネ：ぼくが国立国会図書館オンラインで『星の王子さま』を検索したときに見ているデータは、「体現形」ってことか？

先生：そういうことです。そして、NDLで所蔵しているその本と同じものが、近所の本屋さんにもあるかもしれません。これらの「体現形」の1冊1冊が、「個別資料」と呼ばれます。

国立国会図書館月報

雑誌
国立国会図書館, 1961-

冊子体 ; 冊 ; 30cm

刊行巻次 [1号] (昭和36年4月号) ←

雑誌形態 : 国立国会図書館公報

所載情報 [1号] (昭和36年4月号)-

タイトル 国立国会図書館月報

タイトルよみ コクリツ コッカイトシヨカン ゲツポウ

刊行巻次 [1号] (昭和36年4月号)-

刊行頻度 月刊

刊行状態 継続刊行中

出版事項 東京 : 国立国会図書館
東京 : 日本図書館協会 (発売)

出版年月日等 1961-

大きさ、容量等 冊 ; 30cm ←

雑誌形態 雑誌形態 : 国立国会図書館公報

別タイトル National Diet Library monthly bulletin

こういうのも NCR2018 年版の「関連」にあたるんだね



カーネ：ほくのおうちにある『星の王子さま』も、「個別資料」にあたるんだね。

先生：FRBRの四つの実体「著作」、「表現形」、「体現形」、「個別資料」、わかりましたか？

カーネ：ちょっとイメージがわいてきたかも。

先生：それでは、いよいよ「著作」の典拠「コントロール」についてです。「著作」の典拠「コントロール」を行い、「著作」の典拠データと、その「表現形」の典拠データや「体現形」の書誌データをリンクすることで、言語の違い、媒体の違いといったさまざまなバリエーションを、一つの同じ「著作」のもとにまとめることができます。また、関係する「著作」と「著作」、たとえば、Aという「著作」の典拠データと、それを下敷にして創作されたBという「著作」の典拠データをリンクすることで、「著作」と「著作」を関連付けることもできます。このような働きによって、利用者は、ある「著作」のさまざまなバリエーションの資料を的確に探し出したり、ある「著作」に関係するほかの「著作」の資料を見つけたりすることがができます。

カーネ：『星の王子さま』のフランス語版と日本語版が「著作」のものでつながるんだね。す、うーんー

先生：NCR2018年版ではまた、「実体」と「実体」の「関連」の記録も重視されています。

カーネ：「関連」の記録って？

先生：たとえば、雑誌の改題の情報などが「関連」にあたります。OPACなどのシステムでは、「関連」は、データ間のリンクとして提供されることもあります。雑誌が改題したら元の雑誌との間にリンクがはってありますよね。あれは「関連」にあたるといえます。

カーネ：あー、あれか！

先生：これは、ある「実体」とほかの「実体」が、どのような関係にあるのかを示しています。これまでのNCRでも、今言った雑誌の改題情報のような「関連」にあたるものは扱われていましたが、NCR2018年版では「関連」の部が独立しました。そして、さきほどの「著作」に関わる「関連」などを含め、さらに幅広く詳しく「関連」を記録することが定められています。「関連」によって、書誌データから、ある資料が、どんな資料や人物などと、どんな関係にあるのか？、といったことがわかります。

カーネ：このルールを使うと、便利なリンクが増えそうだね。

機械可読性の向上

先生：RDAとの互換性や、FRBRを基盤とするなどによって、目録のデータは、これまで

同じタイトルだけ異なる「著作」を…

関係する「著作」どうしを…



またまた出番だ、典拠三兄弟

- 1 本誌 652/653 (2015年8/9月)号 pp.24-26
- 2 NCR2018年版予備版は、日本図書館協会目録委員会のホームページにPDF版で公開されています。
日本図書館協会目録委員会「日本目録規則 2018年版予備版」
<<http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku//tabid/committees/mokuroku/tabid/718/Default.aspx>>
- 3 本版の冊子体が、日本図書館協会目録委員会により刊行される予定です。また、日本図書館協会目録委員会のホームページでPDF版が公開される予定です。本版では、いくつかの付録が新たに追加されますが、規則の内容自体は、予備版から大きく変わることはありません。
- 4 FRBR (Functional Requirements for Bibliographic Records: 書誌レコードの機能要件) は、IFLA (国際図書館連盟) 書誌レコード機能要件研究グループにより、1997年に最終報告書としてまとめられました。1998年に刊行され、2007年に一部改訂されました。2017年8月に、このFRBRと、FRAD (典拠データの機能要件) およびFRSAD (主題典拠データの機能要件) を統合したIFLA LRM (IFLA Library Reference Model) が、IFLAの専門委員会によって承認されました。
- 5 ICP (Statement of International Cataloguing Principles: 国際目録原則覚書) は、2009年にIFLAによって発表されました。2016年12月に2016年版(2017年に微細な変更あり)が公開されました。2018年8月に、IFLA LRMに対応した2018年版が、IFLAの専門委員会によって承認されました。
- 6 書誌データの構成要素の一つに「標目」があります。標目には、タイトル標目、著者標目、件名標目などがあり、書誌データ検索の手がかりとなります。これらの標目に関する情報をまとめたものが、典拠データです。詳しくは、下記をご参照ください。
本誌 656 (2015年12月)号 pp.18-21、657 (2016年1月)号 pp.14-16
- 7 NDLにおける「著作」の典拠コントロールの適用範囲については、検討中です。

先生… NCR2018年版の使用を考えている図書館などでは、これから、適用に向けた準備を行うこととなります。NDLでも、2021年1月の適用開始を目指し、適用細則を作成中です。

NCR2018年版の適用に向けて

カーネ… コンピュータやウェブで使いやすくなること、目録のデータが、さらに活躍できるんだね。さらに広く活用されることが期待できます。

カーネ… NDLに合ったルールを選んでいる最中、頑張って…

先生… そのとおりです。この適用細則は、基本的にNCR2018年版に従いますが、必要に応じて、ルールを若干変更することがあります。実務面や、これまでの適用細則を踏まえ、図書や逐次刊行物といった資料群ごとに作ることも検討しています。

カーネ… NCR2018年版を使うと、さらに役立つ目録のデータが作れるんだね。今日はとても勉強になったよ!

(収集書誌部収集・書誌調整課 小林久美子)

私は今年の四月から、調査及び立法考査局国会レファレンス課の連絡調整係で仕事をしています。連絡調整係の主な仕事は、国会議員事務所からの調査の依頼を受け付け、局内の担当室課に割り振ることです。依頼受付の際の電話口での会話は、たとえば、このような感じですよ。

「……というわけで、〇〇の現状について、新聞・雑誌記事や有識者の論評を集めてほしいんです。色々な立場の意見が知りたいので、賛否両面からお願いします」

「承知いたしました（これは……△△課の担当になるかな？）」

「あと、〇〇の過去の議論について、国立国会図書館で出しているオレンジ色の冊子でまとめたいものがあればそれもください」

「調査と情報『Issue Brief』ですね。かしこまりました。関係しているものがあれば含めておきますね（どれが該当するだろう？）」

このようにして承った調査依頼に対する回答の件数は、一年間でおよそ三万六千件を数えます。この記事を書いている現在は国会会期中ですが、国会会期中は特に多くの依頼が寄せられるため、一日経つのがあっという間に感じます。

寄せられる調査依頼のテーマは多岐にわたります。このため、現在話題になっているニュースや国会審議が上がっているポイントについて、常に情報収集し、問題意識を持つことが必要になります。働き方改革、統合型リゾート、成年年齢引き下げ……電話口での会話は、その日の新聞記事からそのまま飛び出してきたようなキーワードでいっぱいになることも。依頼を受ける段階での議員御本人や秘書の方とのやりとり、また、担当を決める際の局内でのやりとりの中に、新しい知識を得る機会が多くあります。それがこの仕事の面白さです。

加えて、自分が受けた覚えのある依頼について、後日、国会の審議で取り上げられることもあり、やりがいを感じられるのも魅力です。

「そうそう、そういえば、この間調査してもらった□□に関する諸外国の法制度についての資料、とてもわかりやすくまとまっていて助かりました！ いつもありがとうございます！」

……おっと、ついつい、褒めていただいた場面を書いてしまいました。失礼しました。

（国会レファレンス課 東京から博多まで）



「国会レファレンスの窓口はこちら！」

本屋に ない 本



映画に魅せられた文豪・文士たち
知られざる珠玉のシネマガイド
練馬区立石神井公園ふるさと文化館特別展

根本隆一郎 監修・装幀デザイン・編集ディレクション
練馬区立石神井公園ふるさと文化館
2017.4 135p 26cm
<請求記号 KD651-L120>

「私は活動写真と云うものを余り好きません」。映画が不道徳な見世物と見なされていた頃、夏目漱石はこう述べた。しかしその後、人々の心を動かす作品が多く作られ、映画は芸術として認められるようになり、作家も映画に魅了されるようになった。

本書は、昭和初期から昭和30年代にかけての映画黄金期の頃に、日本を代表する文豪・文士が雑誌や新聞などに寄稿した映画評を集めた展覧会の図録である。昔の映画が公開された当時の反響を、作家を通して知ることができ

る。
「第1章 文豪・文士の映画評」では『モダン・タイムス』『カサブランカ』など56作の欧米映画、「第2章 青春時代の憧れ、ヒロインへの恋文」ではグレタ・ガルボやマリリン・モンローなど17名の映画スター、「第3章 映画は文学を超えたか」では『罪と罰』『怒りの葡萄』など文学作品を原作とする27作の映画について、総勢67名の作家による約100編の評論の抜粋を掲載している。巻末には掲載作品及び人物紹介があり、好きな作家や映画名から探すこともできる。

この場面は文学には表現できない、あの描写は映画でなければ出せない、という映画の視覚的・聴覚的側面に着目したコメントは、言語表現のみで勝負する作家ならではのものだ。色川武大は『ローマの休日』を「私のような小説書きが見ても心にくいばかり」と

評し、草野心平は映画版『にんじん』を「まことに「文学の危機」をさえ幻想せしめる敬服すべき作品」と褒める。文学という古参の芸術の立場から映画という新参の芸術を品定めし、映画表現の豊かさに驚嘆しているようだ。
映画評には当時の暮らしも垣間見える。戦後の絶望的な空腹の中、開高健は「いてもたってもいられなくなり、パンを買う金をはたいてかけこむように」映画館に通いつめた。司馬遼太郎が言うように、映画館とは「ハ夢Vを買いに」「別の人間になり」行く場所、映画は閉塞した現実から逃れられる唯一の楽しみであった。映画を手軽に楽しめるようになった今、当時の作家の熱い想いに共感することは容易

ではないが、だからこそ、映画に対する彼らの思いの強さに気づかされる。
本書の魅力は文豪の綴った文章だけではない。展覧会では映画のポスターや映画スターのポートレートなども展示し、本書にもその多くを掲載している。特筆すべきは、東和商事・東映画で活躍した野口久光によるポスターだ。サインから彼が描いたとわかる『望郷』『商船テナシチー』などのポスターは、独特のレトロなレタリングを含め全て手書きであり、映画の陰影を凝縮した絵画といった趣がある。
名画座の一席に腰掛け、スクリーンを見つめる作家の姿が目につかぶような、追憶のシネマガイドである。
(赤穂知郁)

NDL Topics

図書館調査研究リポートNo. 17『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究』を刊行しました

平成29年度に実施した図書館及び図書館情報学に関する調査研究の成果をまとめ、平成30年8月に、標記資料を刊行しました。ホームページで全文をご覧いただけます。

この調査研究では、国内の全公共図書館を対象として、障害者サービスに関する質問紙調査を実施しました。1,397館に質問紙を送付し、その82.5%に当たる1,152館から回答を得ることができました。調査結果の分析により、全14章からなる報告書を作成しました。当館では、平成22年度にも同じテーマで調査研究を実施しており、前回の調査結果からの変化も分析対象としました。報告書には、質問紙本体と質問紙調査の集計結果も収録しています。



<http://current.ndl.go.jp/report/no17>

問い合わせ先
国立国会図書館 関西館 図書館協力課
調査情報係
電子メール chojo@ndl.go.jp

新刊案内

外国の立法 立法情報・翻訳・解説 第277号

ネットワーク・情報システムの安全に関する指令（NIS指令）

— EUのサイバーセキュリティ対策立法 —

ドイツにおける生殖補助医療と出自を知る権利

— 精子提供者登録制度と血縁関係に関する立法 —

韓国の芸術家福祉法

オーストラリア政府間協議会

— 連邦・州政府間調整の手法 —



A4 91頁 季刊 1,800円（税別）
発売 日本図書館協会
ISBN 978-4-87582-823-5

レファレンス 811号

アメリカが見た明治憲法制定と立憲政治の展開

米国が締結している地位協定及び地位協定における

主要な規定

韓国文在寅政権の対北朝鮮政策

— 平昌冬季五輪を契機とした関係改善及び南北首

脳会談に至る過程 —

医療情報の利活用事例

— 東北地方の医療情報連携ネットワークとゲノム

コホート研究 — (現地調査報告)

改元をめぐる制度と歴史 (短報)

レファレンス 812号

医療・介護サービス市場の成長と今後の展望

中山間地域等直接支払制度の政策的位置付けをめぐる議論

— 「地域政策」及び「産業政策」の視点から —

トラック運送の現状と課題

スイスの食料及び飲料水の備蓄・供給制度

— 「2017年5月10日の経済に関する国の供給

に関する命令」ほか — (資料)

公契約条例の現状

— 制定状況、規定内容の概要 — (資料)



A4 130頁 月刊 1,000円（税別）
発売 日本図書館協会



A4 102頁 月刊 1,000円（税別）
発売 日本図書館協会

カレントアウェアネス 337号

オーテピア高知図書館・県と市の合築による一体型

図書館

主権者教育と高校図書館

新学習指導要領と学校図書館の活用

NDL Topics

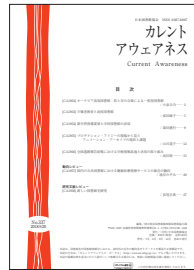
プロダクション・アイジーの現場から見たアニメーション・アーカイブの現状と課題
全国遺跡報告総覧における学術情報流通と活用の取り組み

△動向レビュー▽

国内の公共図書館における健康医療情報サービスの最近の動向

△研究文献レビュー▽

新しい図書館史研究



A4 32頁 季刊 400円(税別)
発売 日本図書館協会

平成29年度国際子ども図書館児童文学連続講座講義録 「絵本はアート、絵本はメディア」

絵本を一冊まるごとウォッチング
絵本はアート
絵本とグラフィック・デザイン
—デザイナーの絵本を中心に—
絵本というメディアの可能性
展示会「日本の絵本の歩み—絵巻から現代の絵本まで」の紹介

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電話 03(3523)0812



A4 110頁 年刊 1,700円(税別)
発売 日本図書館協会
ISBN 978-4-87582-819-8

第10回科学技術情報整備審議会

7月25日、東京本館において、第10回科学技術情報整備審議会が開催され、審議会委員10名、当館からは幹事7名に加え、館長、副館長等11名が出席しました。第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の進捗状況について当館から報告した後、質疑および懇談が行われました。

懇談では、まず、当館および3名の委員から、オープンサイエンスの推進と図書館という懇談テーマに関連した報告が行われ、その後、政策立案のための科学技術情報の提供、我が国における研究データの収集・保存、利活用の課題について委員の間で議論が行われました。

科学技術情報整備審議会委員名簿
(五十音順 敬称略) (平成30年7月25日現在)

委員長

西尾 章治郎 大阪大学総長

委員長代理

竹内 比呂也 千葉大学副学長

委員

石田 徹 日本商工会議所専務理事

喜連川 優 情報・システム研究機構国立情報学研究所長

東京大学生産技術研究所教授

ロバート

キャンベル 人間文化研究機構国文学研究資料館長

児玉 敏雄 日本原子力研究開発機構理事

佐藤 義則 東北学院大学文学部教授

千原 由幸 文部科学省大臣官房審議官(研究振興局担当)

戸山 芳昭 国際医学情報センター理事

瀧口 道成 科学技術振興機構理事

藤垣 裕子 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部

教授

情報通信研究機構戦略的プログラムオフィス

研究統括

村山 泰啓



審議会に関する情報は、国立国会図書館ホームページ>事業紹介>科学技術情報整備>科学技術情報整備審議会 (<http://www.ndl.go.jp/jp/collect/tech/council/>)に掲載しています。

展示会

Commemorating the 100th anniversary of the founding of Akai tori
- authors and poets who contributed to this legendary children's magazine

赤い鳥

創刊
100
年

作品と作家たち

誌面を彩った



毛蟲を寄せ、毛蟲探
拵よつて寄せ、
解りな

三木重吉

あひねをとろか。
あの本は高い。

【赤い鳥】複製版 14巻1号
1988 (日本近代文学館 (原紙納 清水良雄))

地中の世界

鈴木三重吉

蜘蛛の糸

前期 平成30年 9月9日(日) ▶ 11月11日(日)
後期 11月13日(火) ▶ 平成31年 1月20日(日)

入場
無料

会場 国際子ども図書館 レンガ棟3階 本のミュージアム

開館時間 9時30分～17時

休館日 月曜日、国民の祝日・休日、年末年始、
毎月第3水曜日(資料整理休館日)

International Library of Children's Literature
国立国会図書館 国際子ども図書館

11

NATIONAL
D I E T
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2018.11

NO.691
NOVEMBER
2018

CONTENTS

- 01 <Book of the month - from NDL collections>
Aichan no yume monogatari — Ingenuity by the translator
- 04 Materials newly available in the Modern Japanese Political History Materials Room
- 12 Do you know about the Legal Deposit System?
International Symposium Commemorating the 70th Anniversary of the Legal Deposit System:
The Past, Present, and Future of the Legal Deposit System
- 14 The 70-year history of the Japanese National Bibliography
From paper publications to online services
- 21 What's bibliographic control? Revisited (12):
The characteristics of the new Nippon Cataloging Rule (NCR 2018)
- 26 <Tidbits of information on NDL>
We are the reference hub for the National Diet!
- 27 <Books not commercially available>
Eiga ni miserareta bungo · bunshitachi
- 28 <NDL Topics>

国立国会図書館月報

平成30年11月号 (No.691)

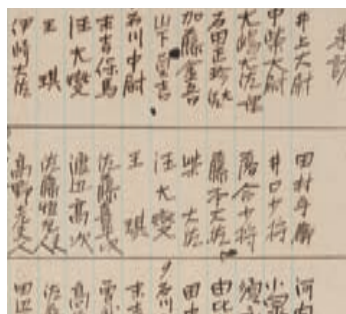
平成30年11月1日発行

発行所 国立国会図書館
編集責任者 三浦良文

印刷所 株式会社丸井工文社

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331 (代表)
FAX 03 (3597) 5617
E-mail geppo@ndl.go.jp
<http://www.ndl.go.jp/>

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。
本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に当館総務部総務課にご連絡ください。
本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) >刊行物>国立国会図書館月報でご覧いただけます。



NATIONAL
D I E T
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2018.11

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan

図

玉

玉

冊

人

六